

奈良県医師確保計画策定等に係る業務委託公募型プロポーザル実施説明書

奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課

1 趣旨

医療法第30条の4第1項に基づき、奈良県が「奈良県医師確保計画（令和2年度～5年度）」等を策定するうえで事業者による業務委託にあたり、その事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 名称

奈良県医師確保計画策定等に係る業務

(2) 委託料上限額

3,080千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(3) 委託業務の内容

奈良県医師確保計画策定等に係る業務委託仕様書のとおりとします。

(4) 委託期間

契約締結日から令和2年3月16日まで

3 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと。
- (4) 参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (5) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q4「検査・分析・調査業務」を主たる業務で登録している者（法人格を有する者に限る）であること。
- (6) 課税対象事業者は、奈良県税、法人税、消費税、地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる。
 - ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
 - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
 - ⑥ 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる。
 - ⑦ 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれか

に該当する者とその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったと認められる。

⑧奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められる。

(8) 公告の日から過去5年以内に、国又は地方公共団体から医療又は福祉分野の計画策定業務又は調査・分析業務を受託した実績があること。

4 参加方法

プロポーザルに参加を希望される事業者は、以下の手順が必要となります。

(1) 説明会

本プロポーザルの実施にかかる説明会は行わないものとします。

(2) 参加申込書等の提出

①提出書類

○参加申込書（様式1-1） 1部

○事業者概要書（様式1-2） 1部

・課税対象事業者は、納税証明書（奈良県税、法人税、消費税、地方消費税に滞納のない証明書）を添付すること。

・業務案内（パンフレット等）がある場合は、添付してください。

○同種業務実績（様式1-3） 1部

公告の日から過去5年以内（平成26年度～平成30年度）に、国又は地方公共団体から医療又は福祉分野の計画策定又は調査・分析業務を受託し、履行した業務が対象。

業務内容が的確に判断できる資料（契約書の写し等）を添付してください。

※ 参加申込書提出後、プロポーザルの参加を辞退される場合は、辞退届（様式1-4）

1部を、下記提出期限までに提出してください。なお、参加申込書を提出した事業者が、提出期限までに企画提案書を提出しなかった場合、辞退とみなします。

②提出期限

令和元年8月23日（金） 午後5時

③提出方法

持参又は郵送により、9の書類等提出先まで提出してください。

なお、持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に限り受け付けます。

また、郵送による場合は、簡易書留または宅配便等（手渡したことが証明されるものに限ります。）によるものとし、提出期限までに到着したものに限り受け付けます。

④参考データの提供

参加申込書を提出された事業者には、医師偏在指標作成支援データ集（厚生労働省から提供されている医師偏在指標等の算出の基礎となるデータ集）のうち、以下のデータを提供します。ただし、データの提供は、本業務委託の企画提案書の作成する目的にのみ使用することを条件とします。

- ・医師偏在の状況
- ・医師偏在指標等圏域別色分けマップ
- ・医師偏在指標地域間比較データ集
- ・医師偏在指標に係るデータ集・グラフ
- ・医師偏在指標に係る患者流入表
- ・産科医師偏在指標地域間比較データ集
- ・産科医師偏在指標に係るデータ集
- ・小児科医師偏在指標地域間比較データ集

- ・小児科医師偏在指標に係るデータ集
- ・小児科医師偏在指標に係る患者流出入表

なお、企画提案書の作成にあたっては、上記データに限らず、奈良県保健医療計画に掲載されたデータ等の公表データ、事業者が保有するデータ等も積極的に活用するよう努めてください。

(3) 企画提案書等の提出

①提出書類

○企画提案書（様式3、様式4-1～様式4-2、様式5、様式6、様式7-1～様式7-4、様式8） 正1部 副7部

○法人登記事項証明書（企画提案書提出日前3ヶ月以内に交付されたもの） 1通

<留意点>

企画提案書（様式4-1～様式4-2、様式5、様式6、様式7-1～様式7-4、様式8）の作成については、6（3）評価基準等に留意するとともに、以下のアからケまでを踏まえて作成すること。

ア 様式4-1「配置要員経歴（総括責任者 用）」

- ・「総括責任者」は、経歴、資格等について記入すること。

イ 様式4-2「配置要員経歴（担当者 用）」

- ・「担当者」は担当分野欄にその別を記入し、それぞれ経歴、資格等について記入すること。

ウ 様式5「業務のスケジュール」

- ・業務の内容と段取りや手順が分かるように実施スケジュールを記入すること。
- ・以下の医師確保計画プロセスを踏まえた実施スケジュールを記入すること。

【12月頃】地域医療対策協議会及び地域医療構想調整会議での協議（計画案）

【12月下旬～1月】パブリックコメント実施

【2月頃】奈良県地域医療対策協議会での協議（パブリックコメント後の計画案）

エ 様式6「本県の医師確保に関する現状、地域性及び課題」

- ・本県全体、二次医療圏及び産科・小児科のそれぞれの現状及び課題について、多角的な観点から幅広く記載すること。

オ 様式7-1

- ・「医師確保計画策定ガイドライン」を参照し、医師確保計画に記載すべき項目を体系的に整理すること。

カ 様式7-2

- ・医師確保の方針は、本県の現状や課題を踏まえたものとする。
- ・医師確保計画等関連データ（貴社が保有するデータ・情報等を含む）を用いて医師具体的かつ的確に提案すること。

<企画提案書評価基準参照>

キ 様式7-3

- ・本県の地域性を踏まえた施策を提案すること。
- ・提案されている施策に具体性・実現性があること。

<企画提案書評価基準参照>

ク 様式7-4

- ・県民・医療関係者等にとって容易に内容を理解できる計画冊子とするための計画冊子作成のポイントを具体的に提案すること。

<企画提案書評価基準参照>

ケ 様式8「見積書」

- ・県が提示した委託料上限額の範囲内で、実現可能な提案内容となっており、積算

の内訳が分かる見積書を作成すること。

②提出期限

令和元年9月9日（月） 午後5時

③提出方法

持参又は郵送により、9の書類等提出先まで提出してください。

なお、持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に限り受け付けます。

また、郵送による場合は、簡易書留または宅配便等（手渡したことが証明されるものに限ります。）によるものとし、提出期限までに到着したものに限り受け付けます。

5 プロポーザルに係る質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和元年8月28日（水） 午後5時

(2) 質問方法

別紙「質問票」（様式2）により文書（ファクシミリ可）又は電子メールにより、9の書類等提出先まで提出してください（審査の内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けません）。

(3) 質問に対する回答

各事業者からの質問をすべてまとめて、令和元年8月30日（金）午後5時までに、FAX又は電子メールで個別に回答（質問者名等は除く）します。

6 企画提案書の審査

(1) 審査方法

提出された企画提案書等について、県が別途設置する審査委員会において企画提案書によるプレゼンテーション審査を実施し、最優秀案を1者選定する。

①審査予定日：別に通知する日時（令和元年9月中旬頃を予定）

②場所：奈良市内の会議室で、別に通知する場所

③時間：1提案者あたりの説明時間は35分を予定し、内訳は次のとおりとする。

プレゼンテーション：20分

質疑応答：15分

④出席者：審査会場の入室は3名までとし、主たる説明者は、当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。

⑤その他：

- ・プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする（追加提案の説明や追加資料の提出は認めない。）
- ・天災又はやむを得ない事情を除き、プレゼンテーション審査会当日の指定日時までに会場に到着できなかった場合には、失格となる。

(2) 審査内容

提出された企画提案書について、次の観点から総合評価し、事業者を選定する。

なお、評点の配分は別記のとおりとし、合計点数の最も高い事業者を選定する。

- ・全審査委員の得点の平均が60点以上で、かつそれぞれの評価項目で全審査委員の得点の平均が5割以上であり、審査委員の合議がある場合は、合計点数の最も高い事業者を最優秀提案者として特定する。なお、提案者が1者の場合もこれを適用する。

(3) 評価基準

審査委員会の書類審査は、以下の評価基準（詳細は別添）により行います。

①事業者適格（事業実施体制）【10点】

②業務遂行能力（スケジュール、業務理解度）【35点】

③企画提案等【45点】

④経費の妥当性【10点】

(4) 審査結果

企画提案書を提出された全事業者あて、書面により通知します。

なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けません。

(5) 失格事項

提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。

- ・ 3に示した参加資格要件が備わっていないとき。
- ・ 参加資格確認資料または企画提案書に虚偽または不正があったとき。
- ・ 提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ・ 一以上の評価項目についての記載がなかったとき。
- ・ 委託上限額を超える見積書が提出されたとき。
- ・ プレゼンテーションに不参加のとき。
- ・ その他不正な行為があったとき。

7 業務委託契約について

(1) 契約の締結

①契約の締結

県は、審査の結果、受託者として特定された者と事業内容等について協議のうえ、奈良県契約規則に基づき、速やかに随意契約による委託契約を締結します。

契約額は、企画提案書に記載された所要経費の見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定します。また、契約に際しては、正式の見積書を提出することになります。

なお、審査の結果をふまえ、提案内容の変更を求めることがあります。

ただし、委員会で受託者として特定された者との協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった者（総得点の6割以上の評価があること）と同様の手続きを行うこととします。

②契約保証金

契約時に、契約金額の10%に相当する額以上を契約保証金として県に納めていただくこととなります。ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除されることがあります。

③委託費の支払い

委託費は、事業完了後県が検査を行い、適正と認められた場合支払うこととします。

④成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託費に含むものとします。

本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、すべて奈良県に帰属するものとします。

⑤契約書

受託者として特定された者に対して別途作成・提示します。

(2) 契約の不締結

本業務委託契約の相手方の特定後、契約締結までに本業務委託契約の相手方について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- ① 役員等（役員（非常勤を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑤ 上記③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- ⑧ 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（3）契約の解除

契約締結後であっても、契約の相手方が7（2）の①から⑧までのいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合、契約を解除し委託者を変更することがあります。

また、受託者は、契約を解除された場合、契約金額の100分の10に相当する額（契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）を損害賠償金として納付しなければなりません。

8 その他

- （1）事業者選定にあたり、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。
- （2）企画提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- （3）提案に要する経費は、各事業者の負担とします。
- （4）提出されたすべての書類は、返却しないものとします。ただし、このプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- （5）提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となりますが、提出者に無断で公開することはありません。
- （6）参加申込書、企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、失格とします。
- （7）参加申込書、企画提案書等の受理後の差替え及び追加・削除は、県の指示によるもののほか認めません。
- （8）その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとします。

9 書類等提出先（問い合わせ先）

奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課医師看護師確保対策室 医師対策係

所在地：〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電話：0742-27-8644

FAX：0742-27-7811

e-mail：ishikangoshi@office.pref.nara.lg.jp